

情報公開規則

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人日本フィランソロピー協会（以下「本協会」という。）が、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法第48号）、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法第49号）及び定款に定めるところによる情報公開について、必要な事項を定めることを目的とする。

(法人の責務)

第2条 本協会は、この規則の解釈及び運用に当たっては、第5条に規定する資料につき一般の閲覧に供することの趣旨を尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公開されることのないように配慮しなければならない。

(利用者の責務)

第3条 第5条に規定する資料を閲覧した者は、これによって得た情報を本来の目的以外に利用してはならない。

(管理)

第4条 本協会の情報公開に関する事務は、本協会の事務局が統括管理する。

(情報公開の対象資料等)

第5条 本協会において情報公開の対象とする資料（以下「公開対象資料」という。）は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 定款
- (2) 役員名簿（理事及び監事の氏名及び住所を記載した名簿）
- (3) 会員名簿
- (4) 事業計画書
- (5) 収支予算書
- (6) 貸借対照表
- (7) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (8) 事業報告書
- (9) 付属明細書
- (10) 監査報告書・会計監査報告書
- (11) 財産目録
- (12) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値の内重要なものを記載した書類
- (13) 役員等に関する報酬・費用弁償等規程

- (14) 理事会、社員総会議事録
- (15) 理事会規則
- (16) 理事の職務権限に関する規程
- (17) 倫理に関する規程（行動基準）
- (18) 利益相反防止に関する規程
- (19) コンプライアンスに関する規程
- (20) リスク管理に関する規程
- (21) 公益通報者保護規程
- (22) 情報公開規則
- (23) 就業規則
- (24) 経理規程
- (25) 事務局組織規程
- (26) 文書取扱規則

2 公開対象資料は、一般の閲覧に供するものとする。この場合においては、正当な理由がないときは、閲覧の請求を拒むことが出来ない。

3 第1項2号（役員等名簿）又は3号（会員名簿）について、本協会の会員以外の者から閲覧の請求があった場合には、これらに記載され又は記録された事項中、個人の住所に係わる記載又は記録の部分を除いて、これらの閲覧をさせることができる。

4 公開対象資料は、本協会が定める場所に常時備え置くものとする。

5 公開対象資料の備え置く期間等は、次のとおりとする。

- (1) 第1項第4号（事業計画書）、第5号（収支予算書）及び第6号（資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類）の書類については、当該事業年度の末日までの間、当該書類を主たる事務所に、その写しを従たる事務所に、据え置かなければならない。
- (2) 第1項第2号（役員等名簿）及び第7号（貸借対照表）から第13号（役員等に対する報酬等の支給基準）までの書類については、5年間その主たる事務所に、その写しを3年間その従たる事務所に備え置かなければならない。

（閲覧場所・閲覧時期）

第6条 公開対象資料の閲覧場所は、本協会の事務局とする。

2 閲覧の日は、本協会の休日以外の日とし、閲覧の時間は業務時間内とする。

（閲覧の申請手続き）

第7条 本協会の公開対象資料の閲覧を希望する者は、閲覧申請書（第1号様式）

に必要事項を記載し、理事長に提出しなければならない。

2 事務局の情報公開事務担当者は、前項の閲覧申請書を受理したときは、閲覧受付簿（第2号様式）に必要事項を記載しなければならない。

3 閲覧者から閲覧している資料について説明を求められたときは、事務局長または事務局長があらかじめ指名したものが説明し、その経過は質疑応答簿（第3号様式）に記載しておかなければならない。

4 前項の説明に当たっては、本協会の業務運営上重大な支障を及ぼすおそれがあると認められる事項を除き、可能な限りその説明に努めるものとする。

5 謄写の必要があるときは、閲覧申請書にその理由を記載し、理事長に提出しなければならない。

（費用負担）

第8条 公開対象資料の閲覧は、無料とする。但し、謄写を必要とした場合は実費を徴収する。

（電磁的記録）

第9条 公開対象資料が電磁的記録をもって作成されている場合の閲覧請求等については、法令の定めるところによる。

（補則）

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附則

- 1 この規則は、公益社団法人日本フィランソロピー協会の設立登記のあった日から施行する。
- 2 この規則は、原則として、平成16年度以後において作成した公開対象資料について適用する。
- 3 令和2年3月23日通常理事会で一部改訂（第5条1項（14）理事会、社員総会議事録を追加）承認
- 4 令和6年12月27日臨時理事会で一部改訂（第5条1項（13）役員等に関する報酬・費用弁償等規程の表記の変更、（15）理事会規則から（26）文書取扱規則を追加）承認